事業所税の手引（別冊）

（非課税施設等・課税標準の特例施設等・減免施設等）

岡　崎　市

目　　次

Ⅰ　非課税施設等　　ページ

○　人的非課税　……1
○　用途非課税　……1
【抜粋】
勤労者の福利厚生施設　……4
消防用設備等及び防災用設備等　……4

Ⅱ　課税標準の特例施設等

○　人的な課税標準の特例　……12
○　用途による課税標準の特例　……12
【抜粋】
公害防止又は資源の有効な利用のための施設　……12
課税標準の特例の重複適用　……14

Ⅲ　減免施設等

○　減免対象施設　……15

◎　この「手引」において、「法」とは地方税法、「政令」とは地方税法施行令をいいます。
◎　この「手引」は、令和８年４月１日現在の地方税法、その他関係法令等に基づいて作成されています。　（第１版）

Ⅰ　非課税施設等

	対　象　・　要 件 等	根拠法令	資産割	従業者割
1	国、非課税独立行政法人、公共法人	法701の34①	○	○
	公共法人とは、法人税法第2条第5号の公共法人（法人税法別表第1に掲げる法人（非課税独立行政法人を除く））です。			
2	公益法人等、人格のない社団等	法701の34②	○	○
	収益事業以外の事業が非課税になります。 公益法人等とは、法人税法第2条第6号の法人（法人税法別表第2に掲げる法人）等です。 また、人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。 《 収益事業の範囲 》　（政令56の22） 収益事業の範囲は、法人税法施行令第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われているものをいいます。ただし、事業所税においては、次に掲げる法人の事業については、収益事業の範囲に含められず非課税とされています。 学校法人（私立学校法の規定により設立された法人を含む。）が学生又は生徒のために行う事業 《 収益事業と収益事業以外の事業とをあわせ行う場合の取り扱い 》　（政令56の23） 公益法人等又は人格のない社団等が、同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とをあわせ行っている場合は、その使用実態に応ずる区分（明確に区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による経理の区分）によって、事業所床面積若しくは従業者給与総額を算定します。			
3	博物館、図書館、私立の幼稚園	法701の34③3	○	○
	博物館法第2条第1項の規定による博物館や、図書館法第2条第1項の規定による図書館及び学校教育法附則第6条の規定による幼稚園			
4	公衆浴場	法701の34③4	○	○
	公衆浴場法に規定する公衆浴場のうち物価統制令の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場（熱気浴場、蒸気浴場など特殊な公衆浴場は非課税に該当しません。）			
5	と畜場法に規定するとと畜場	法701の34③5	○	○
6	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	法701の34③6	○	○
7	水道法に規定する水道施設	法701の34③7	○	○
8	一般廃棄物処理施設	法701の34③8	○	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による市町村長の許可、環境大臣の認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する一定の施設			

対　象　・　要 件 等		根拠法令	資産割	従業者割
9	病院、診療所等	法701の34③9	○	○
医療法に規定する病院及び診療所や、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び介護医療院で医療法人が開設するもの、一定の医療関係者の養成所				
10	社会福祉事業用施設等	法701の34③10～10の9	○	○
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、介護保険法又は社会福祉法に規定する、保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、認定こども園、小規模、家庭的、居宅訪問型及び事業所内保育事業用施設、包括的支援事業用施設又は社会福祉事業用施設で一定のもの、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業の用に供する施設				
11	農林漁業生産施設等	法701の34③11	○	○
農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する一定の施設				
12	農業協同組合等の共同利用施設	法701の34③12	○	○
農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合及び森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する一定の施設				
13	卸売市場等	法701の34③14	○	○
ア 卸売市場法に規定する卸売市場、指定場外保管場所（一時的に指定されたものを除く）				
イ 農林漁業金融公庫法に規定する付設集団売場及び卸売又は仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター及び計算センター				
14	電気事業用施設	法701の34③16	○	○
ア 電気事業法に規定する一般電気事業又は卸電気事業の用に供する施設で、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路等の電気工作物				
イ アに掲げる施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設				
15	ガス事業用施設	法701の34③17	○	○
ア ガス事業法に規定する一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供する施設で、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧機、導管及び受電設備等のガス工作物並びにこれらの附属設備				
イ アに掲げる施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設				

対　象　・　要 件 等		根拠法令	資産割	従業者割
16	中小企業連携集積活性化事業用施設	法701の34③18	○	○
独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該連携集積活性化事業の趣旨に沿って利用し行う事業の用に供する工場、店舗、倉庫及び共同施設等並びにこれらの附属設備				
17	中小企業の総合特別区域における施設	法701の34③19	○	○
総合特別区域法に規定する事業を行う者が、市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備				
18	鉄道事業用施設	法701の34③20	○	○
鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所（下記参照）及び発電施設以外の施設				
19	自動車運送事業用施設	法701の34③21	○	○
次に掲げる事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所（下記参照）以外の施設 ア 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業 （路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る） イ 貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業 ウ 貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの エ 貨物利用運送事業法に規定する第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（自動車を使用して貨物の集配（特定の者の需要に応じてするものを除く）を行う部分に限る）				
20	自動車ターミナル用施設	法701の34③22	○	○
自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設のうち事務所（下記参照）以外の施設				

「事務所」とは、事業に関連して行われる庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的事務を行う建物をいい、これに附属する物置、炊事場、会議室、金庫室等は事務所に含まれます。
ただし、物品の加工、販売などを行う場所の一部において、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業員の出欠などの事務を行うため、単に1、2の机を配した程度の場所は事務所に含まれません。

21	国際路線航空事業の用に供する一定の施設	法701の34③23	○	○
22	電気通信事業用施設	法701の34③24	○	○
専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備等）を設置して電気通信事業法に規定する電気通信役務を提供する電気通信事業（携帯電話用装置、自動車電話用装置、その他無線通話装置を用いて電気通信役務を提供する事業を除く）を営む一定の者で、当該電気通信事業の用に供する施設のうち事務所（上記参照）、研究施設及び研修施設以外の施設				

対　象　・　要 件 等		根拠法令	資産割	従業者割
23	一般信書便事業用施設	法701の34③25	○	○
民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者が信書便物の引受け、配達、送達の用に供する一定の施設				
24	郵便事業用施設	法701の34③25の2	○	○
日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号の業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で一定のもの				
25	勤労者の福利厚生施設　（問1～3参照）	法701の34③26	○	○
事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設等 ※ 福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館、売店、喫茶室、娯楽室など事業を行う者等が従業者等の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。 したがって、更衣室、休憩室、仮眠室、浴場、喫煙室、宿泊室等については、当該施設が業務用施設と認められない場合のみ福利厚生施設として取り扱われます。				
26	路外駐車場	法701の34③27	○	○
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次に掲げるもの ア 都市計画において定められたもの イ 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの ウ 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの ※ 認定基準は、次の施設からおおむね200m以内の距離に設置され、不特定多数の者の利用に供されているものです。 ・ 駅等の交通施設、図書館等の文化施設、市役所等の公的施設 ・ 商店街、大型店舗（大型店舗に併設されるものは、他の大型店舗に限る） ・ 病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学、その他公益上必要な施設 次に掲げる部分は、通常、路外駐車場に該当せず課税対象として取り扱います。 ・ 駐車場の駐車部分すべてを月極貸し（年貸し）する場合の全部 ・ 駐車場の一部について月極貸し（年貸し）をしている場合の当該一部				
27	都市計画に定められた自転車等駐輪場	法701の34③28	○	○
28	高速道路事業用施設	法701の34③29	○	○
各高速道路株式会社が高速道路株式会社法に規定する一定の事業（高速道路の新設又は改築、高速道路の維持、修繕、その他の管理等）の用に供する施設のうち事務所（P3参照）以外の施設				
29	消防用設備等、防災用設備等　（問4～14参照）	法701の34④	○	－
消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入するものとして政令第56条の43第1項で定める特定防火対象物に設置される消防用設備等や特殊消防用設備等及び防災用設備等 ※ 非課税の対象となるのは、消防法施行令別表第1に掲げる特定防火対象物に設置される表2に掲げる消防用設備等及び防災用設備等に限られますので、消防用設備等及び防災用設備等が事業所用家屋内に設置されていても、当該事業所用家屋が消防法施行令別表第1に掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税規定の適用はありませんのでご留意ください。				

【表1 特定防火対象物】

項	特定防火対象物
1	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場(パチンコ、ボウリング場等)、ダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で一定のもの ニ カラオケボックス等で一定のもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの(料亭、茶屋、貸席等) ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所、助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設等で一定のもの ハ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く)、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、放課後等デイサービスを行う施設、身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等で一定のもの ニ 幼稚園、特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる特定防火対象物の用途に供されているもの
16の2	地下街
16の3	建築物の地階((16の2)に掲げるものの各階を除く)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る)

【表2 消防用設備等及び防災用設備等に係る非課税施設】

表1に掲げる特定防火対象物に設置されるものに限り、非課税が適用されます。

○ 消防、防災用設備等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。
- 設置床面積がない場合(例えば、天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分)
- 家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

○ 廊下など2分の1が非課税となる部分に設置されている消防用設備等は、設置面積の2分の1が非課税となります。

○ 消防用設備等については、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の適用があるもの。

○ 防災用設備等の5～14にあっては、建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第3条第2項等の適用がある建築物に設置されているものに限ります。

○ 消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです。

区分		非課税対象となる施設又は設備		非課税割合	
				全部	1/2
消防用設備等	1	消火設備	水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具、設備 ・ 消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩) ・ 屋内消火栓設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 水噴霧消火設備 ・ 泡消火設備 ・ 不活性ガス消火設備 ・ ハロゲン化物消火設備 ・ 粉末消火設備 ・ 屋外消火栓設備 ・ 動力消防ポンプ設備	○	

消防用設備等	1	警報設備	火災の発生を報知する機械器具又は設備 ・ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 ・ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン、放送設備)	○	
		避難設備	火災発生時に避難するために用いる機械器具又は設備 ・ すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋、その他の避難器具 ・ 誘導灯及び誘導標識	○	
	2	消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	○	
	3	消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備	○	
	4	非常電源	上記1～3に附置される非常電源	○	
防災用設備等	5	階段のうち、建築基準法施行令第123条(避難階段又は特別避難階段の構造)の規定による避難階段又は特別避難階段		○	
	6	消防用設備以外の排煙設備(予備電源を含む)		○	
	7	非常用の照明装置(予備電源を含む)		○	
	8	非常用の進入口(バルコニーを含む)		○	
	9	非常用エレベーター(予備電源を含む)		○	
	10	廊下			○
	11	階段のうち、避難階段又は特別避難階段以外の直通階段で避難階又は地上へ通ずるもの(傾斜路を含む) 避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、通常1階をいいます。			○
	12	避難階における屋外への出入口			○
	13	建築基準法第34条第2項に規定する高さ31mをこえる建築物及び1,000㎡を超える地下街における次に掲げる設備又は装置を設置している建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室(ただし、消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く) ア 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 イ 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 ウ 消防機関へ通報する火災報知設備(消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある防火対象物に設置される一定のもの)			○
	14	主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の部分のうち準耐火構造の床、壁等で区画されている次の部分(上記5～12に掲げる施設又は設備に係るものを除く) ア 吹抜け部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分 イ その他これらに類する部分(縦方向に空間が連続する部分)			○
	15	岡崎市火災予防条例に規定する避難通路 (表3に掲げるものに限る)	スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの	○	
			上段以外のもの		○
	16	岡崎市火災予防条例に規定する喫煙所			○
	17	条例又は消防長若しくは消防署長や建築基準法第2条第33号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの			○

※ 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。

【表3 岡崎市火災予防条例に規定する避難通路】

<table>
<tr><th>該 当 施 設</th><th>規　定　内　容　等</th></tr>
<tr><td>劇場等の避難通路</td><td>ア 横に並んだいす席の基準席数(最大20席)以下ごとにその両側に幅80㎝以上の縦通路
(当該基準席数の2分の1以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅60㎝以上の片側通路とすることができる)
イ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び客席部分の最前部に幅1m以上の横通路
ウ ます席を設ける客席の部分は横に並んだます席2ます以下ごとに幅40㎝以上の縦通路
※ 以上の通路は避難口に直通のこと</td></tr>
<tr><td>キャバレー等及び飲食店の避難通路</td><td>客席の床面積が150㎡以上の階の客席には、有効幅員1.6m(飲食店にあっては1.2m)以上の避難通路を、客席の各部からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。</td></tr>
<tr><td>百貨店等の避難通路</td><td>ア 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。
<table>
<tr><th>売場又は展示場の床面積</th><th>幅　員</th></tr>
<tr><td>150㎡以上300㎡未満</td><td>1.2m</td></tr>
<tr><td>300㎡以上</td><td>1.6m</td></tr>
</table>
イ 売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員1.2m以上の補助避難通路を保有しなければならない。
※1 百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。
※2 主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる通路をいいます。
※3 補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる通路をいいます。
※4 売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客の出入りする商品の陳列販売部分をいいます。</td></tr>
</table>

対　象　・　要 件 等		根拠法令	資産割	従業者割
30	港湾運送事業用施設	法701の34⑤	－	○
港湾運送事業法の規定による港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額				

・福利厚生施設の範囲

問1　福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。
社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室

答
(1) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的に福利厚生施設として取り扱います。
(2) 更衣室、浴場、休憩室、宿泊室、仮眠室及び喫煙室は、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱います。
(3) 研修所は、福利厚生施設に該当しません。
(4) 社員寮及び社宅は、人の居住の用に供するものであるので課税の対象とはなりません。

・更衣室、浴場等の業務用施設の判定

問2　勤労者のための福利厚生施設のうち、更衣室、浴場については、業務用施設と認められるもの以外のものは非課税として取り扱うが、業務用施設か否かの判定の基準はどこに置くのですか。

答
業務用施設として設置されているかどうかは、あくまでも当該施設の利用形態の実態等によって判断しますが、一般的にデパート及び銀行等において就業規則等でユニホームの着用が義務付けられている女子更衣室や鉄工業等における現業部門に限定して設けられている浴場等は業務に係る施設として取り扱うべきものです。

・研修保養所

問3　研修所と保養所を兼ねて「研修保養所」の名称を使用しているものは、福利厚生施設として非課税となりますか。

答
当該施設が従業員の保養を主目的とする福利厚生施設であると認められる場合を除き業務用施設として課税対象とすることが適当です。
なお、保養所として宿泊施設を有するが、昼間において宿泊施設を会議室等として使用して研修が行われる施設は、福利厚生施設であるとは認められません。

・工場内の消防用設備等

問4　工場内に設置されている消防用設備等は非課税となりますか。

答
事業所税においては、百貨店、旅館その他特定防火対象物で不特定多数の者が出入りするものに設置される消防用設備等で一定のものについて非課税とされており、工場はこのうちの特定防火対象物に該当しないため非課税規定の適用はありません。

・オフィスビルの避難施設等

問5　オフィスビルに設けられた避難階段、避難のためのバルコニー等の避難施設は、防災用設備等として当該部分は非課税になりますか。

答
避難施設として非課税とされているのは百貨店、旅館等の一定の防火対象物に設置される消防用設備等及び防災用設備等に限定されています。したがって、当該オフィスビルが消防法施行令別表第1(16)イ(P4～5表1)に掲げる複合用途防火対象物に該当する場合に限り、オフィスビルに設けられた避難施設等が非課税となります。

・壁等に埋め込まれた消防用設備等

問6　壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器（消火栓箱、操作機器の格納箱、避難器具等）に係る床面積及びこれらの機器の操作面積については、どのように取り扱えばいいですか。
また、消火器等移動性消火用具に係る床面積についてはどうですか。

答　壁等に埋め込まれ又は取り付けられている消防用設備等の機器に係る床面積はなく、したがって、非課税の対象となる事業所床面積はありません。
なお、これらの機器の操作面積については、消防署長等の命令により、当該機器に係る操作面積の確保及びその最小限必要な範囲が明確にされ、かつ、当該部分が有効に確保されていると認められる場合に限り、当該操作面積が非課税の対象となります。
また、移動性消火用具については、その設置箇所に消防法施行規則に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に常置されている場合に限り、その占有床面積は非課税となります。

・避難通路の幅員と非課税

問7　避難通路の幅員を条例で最小限保有しなければならないこととされている幅を超えて保有している場合、当該通路の全部を避難通路として取り扱っていいですか。
また、廊下についてはどうですか。

答　避難通路又は廊下の幅員については、法令上最小限必要な範囲のみが定められており、これを超えて保有することは、防災上はむしろ望ましいことです。また、当該部分は通常明確に区画されているものであるので、その全部を避難通路又は廊下として取り扱います。なお、廊下とは室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいいます。

・消防用ポンプと一般給水用ポンプとが併設されている場合

問8　消防用設置ポンプと一般給水用ポンプとが併設されているポンプ室について、消防用設備等に係る事業所床面積はどのように算定しますか。
また、消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明用等の電源設備とが併設されている電源室、消防用設備等の機器（排煙設備の排煙機等）と一般業務用の機器とが併設されている機械室についてはどうですか。

答　設問のポンプ室、電源室、機械室等のように、消防用設備等と一般業務用の設備とがその設置場所を共用している場合には、それぞれの設置の規模（占有床面積等）に応じて、当該設置場所に係る事業所床面積をあん分し算定します。

・総合操作盤に係る非課税面積

問9　消防用設備等の監視、操作等に係る総合操作盤等が中央管理室に設置されている場合、当該中央管理室に係る非課税事業所床面積はどのように算定しますか。

答　総合操作盤等の設置部分（占有床面積）については、その全部を非課税とし、残りの部分については、その2分の1の面積に対応する部分を非課税として取り扱います。

・傾斜路の取り扱いについて

問10　避難階段等と同じ構造を有する傾斜路は、避難階段等として非課税の規定を適用していいですか。

答　避難階段又は特別避難階段は、いわゆる直通階段に一定の構造を施したものであり、一方、直通階段には傾斜路を含むものとされています。そこで、傾斜路に避難階段等の構造を施した場合は、当該傾斜路も避難階段等に該当します。

・特別避難階段の附室

問11　特別避難階段又は避難階段に附室が設けられている場合、当該附室の部分も非課税の範囲に含まれますか。

答　特別避難階段にあっては、附室の設置がその構造上の条件であるので(建築基準法施行令第123条第3項第1号)、当該附室も非課税の範囲に含まれます。
また、避難階段の附室については、特別避難階段を設置すべき建築物に準ずる建築物につき、特定行政庁が避難階段の附室の設置を命じたような場合にあっては、その2分の1に対応する部分を非課税として取り扱います。

・消防用途と一般用途とを兼ねているもの

問12　次の設備等のように消防用途の機能と一般用途の機能を兼用しているものに係る事業所床面積は非課税として取り扱っていいですか。

(1)　消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源をも兼用している場合の当該水源

(2)　消防用設備等の非常電源と他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備

(3)　消防用設備等の監視、操作等と空調、保湿等の監視、操作等を併せて行う総合操作盤

(4)　消防用の排煙と暖房用等の排煙を併せて行う排煙設備の風道等

答　設問(1)～(4)の設備等については、非課税として取り扱って差し支えありません。

・非常用エレベーターの乗降ロビー

問13　防災用設備等として非課税とされる非常用エレベーターには、乗降ロビーは含まれますか。

答　非常用エレベーターは、乗降ロビーを含めて一定の構造とすることとされており、いいかえれば乗降ロビーが一体となって非常用エレベーターとなります。よって、非常用エレベーターの乗降ロビーは非課税として取り扱います。

・屋外への出入口に係る床面積

問14	非課税規定の適用を受ける避難階における屋外への出入口に係る床面積とは、どの部分をいいますか。

答

当該出入口に、扉、柱等で区画されている部分がある場合には、当該区画された部分の床面積が該当します。
また、特に区画がない場合には、当該出入口に係る床面積は存しないものですが、出入口の開口部に面した一定の部分（避難通路の幅に相当する部分）は、避難通路と認められます。（右図参照）

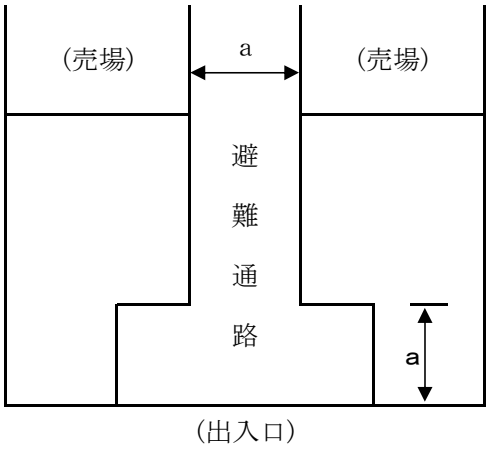

Ⅱ　課税標準の特例施設等

<table>
<tr><th colspan="2">対　象　・　要 件 等</th><th>根拠法令</th><th>資産割</th><th>従業者割</th></tr>
<tr><td>1</td><td>協同組合等</td><td>法701の41①1</td><td>2分の1</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td colspan="5">法人税法第2条第7号の協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）がその本来の事業の用に供する施設</td></tr>
<tr><td>2</td><td>専修学校・各種学校</td><td>法701の41①2</td><td>2分の1</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td colspan="5">学校教育法の規定による専修学校又は各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く）において直接教育の用に供する施設</td></tr>
<tr><td>3</td><td>公害防止又は資源の有効な利用のための施設</td><td>法701の41①3</td><td>4分の3</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="5">事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止のための施設又は資源の有効な利用のための施設は、次に掲げるものです。（4に掲げるものを除く）
なお、当該施設の占める床面積が、当該施設の用に供する事業所用家屋の床面積のおおむね8割以上となる場合に限り特例が適用されます。
<table><tr><th></th><th>施　　設</th></tr><tr><td>(1)</td><td>水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</td></tr><tr><td>(2)</td><td>大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設及び揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で一定のもの</td></tr><tr><td>(3)</td><td>大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</td></tr><tr><td>(4)</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</td></tr><tr><td>(5)</td><td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設</td></tr><tr><td>(6)</td><td>ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4</td><td>産業廃棄物の収集等その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設</td><td>法701の41①4</td><td>4分の3</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td colspan="5">次に掲げる事業の用に供する施設で事務所（P3参照）以外のもの
<table><tr><td>(1)</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</td></tr><tr><td>(2)</td><td>広域臨海環境整備センター法に規定する業務として行う産業廃棄物の収集・運搬又は処分の事業</td></tr><tr><td>(3)</td><td>浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業</td></tr><tr><td>(4)</td><td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>5</td><td>家畜取引法に規定する家畜市場</td><td>法701の41①5</td><td>4分の3</td><td>－</td></tr>
</table>

対　象　・　要 件 等		根拠法令	資産割	従業者割
6	生鮮食料品価格安定用施設	法701の41①6	4分の3	－
公的補助又は貸付けを受けて設置される消費地食肉冷蔵施設				
7	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造用施設	法701の41①7	4分の3	－
みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 具体的には、原料処理、仕込、発酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設				
8	木材市場、木材保管施設	法701の41①8	4分の3	－
ア 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつその売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの イ 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業等の事業を営む者、又は木材の販売を業とする者が専ら木材の保管の用に供する施設				
9	ホテル営業、旅館営業用施設	法701の41①9	2分の1	－
旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く）で次に掲げるもの ※非課税の消防用設備等及び防災用設備等に係る部分は除きます ア 客室、食堂（専ら宿泊客の利用する施設に限る） イ 広間(主として宿泊客以外の者が利用する施設を除く) ウ ロビー、浴室、厨房、機械室 エ 上記アからウに類する施設（玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びランドリー室）				
10	港湾法に規定する一定の港湾施設	法701の41①10	2分の1	2分の1
11	港湾法に規定する港湾施設のうち上屋、営業用倉庫	法701の41①11	4分の3	2分の1
12	コンテナーフレートステーション	法701の41①12	2分の1	－
13	港湾運送事業の用に供する上屋	法701の41①13	2分の1	－
14	営業用倉庫	法701の41①14	4分の3	－
倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫				
15	タクシー事業用施設	法701の41①15	2分の1	2分の1
タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所（P3参照）以外の施設				

対　象　・　要 件 等		根拠法令	資産割	従業者割
16	公共の飛行場に設置される一定の施設	法701の41①16	2分の1	2分の1
17	流通業務地区内に設置される一定の施設	法701の41①17	2分の1	2分の1
18	流通業務地区内に設置される営業用倉庫	法701の41①18	4分の3	2分の1
19	特定信書便事業用施設	法701の41①19	2分の1	2分の1
民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で一定のもの				
20	心身障害者を多数雇用する事業所等	法701の41②	2分の1	－
心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの				
21	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく生産施設	法附則33⑤	4分の1	－
特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が行う経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの ◎ 法人　計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで ◎ 個人　計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する年分まで				

◎　課税標準の特例の重複適用

課税標準の特例の規定に重複して該当する場合は、次の順序により適用します。

（政令56の71、政令附則16の2の10）

①　法第701条の41第1項（同項各号の重複適用は行いません）

②　法第701条の41第2項

③　法附則第33条第1項から第5項

【例】各種学校を営む法人Aは、事業所床面積5,000㎡（うち課税標準の特例該当部分3,500㎡）の事業所用家屋で事業を行っている。
また、法人Aは心身障害者を多数雇用する事業所等に該当する。

この場合の、法人Aの資産割の課税標準は次のように求めます。

①　各種学校（法第701条の41第1項第2号）の用に供する施設の控除床面積

$3{,}500\text{㎡} \times \frac{1}{2} = 1{,}750\text{㎡}$

②　心身障害者を多数雇用する事業所等（法第701条の41第2項）の控除床面積

$(5{,}000\text{㎡} - 1{,}750\text{㎡}) \times \frac{1}{2} = 1{,}625\text{㎡}$

したがって、法人Aの課税標準となる事業所床面積は、

$5{,}000\text{㎡} - (1{,}750\text{㎡} + 1{,}625\text{㎡}) = \boxed{1{,}625\text{㎡}}$　となります。

Ⅲ　減免施設等

対　象　・　要件等		資産割	従業者割
1	教科書の出版の事業の用に供する施設	2分の1	2分の1
※ 当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合に限ります。			
2	演劇興行業の用に供する施設（劇場等）	2分の1	－
ア	その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの		
イ	ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であるもの（おおむね同程度以上）	当該舞台等に係る資産割の2分の1	－
3	道路交通法の規定による指定自動車教習所	2分の1	2分の1
4	貸切バスの事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の一定割合	
※ そのバスの全部又は一部を学校教育法に規定する学校（大学を除く）又は専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限ります （a）軽減割合 ＝ $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行距離の合計数}}{\text{貸切バスの走行距離の合計数}} \times \frac{1}{2}$		（a）の式による	
5	酒類卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	2分の1	－
6	タクシー事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	全部	全部
※市内に有するタクシーの台数が250台以下であるものに限ります。			
7	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で一定のもの	全部	全部
8	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
9	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用の用に供する施設	全部	全部
※ 法701の34③12に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。			
10	果実飲料又は炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫	2分の1	－
※市内に有する倉庫の合計面積が、3,000㎡以下の場合に限ります。			
11	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	2分の1	－

対　象　・　要 件 等		資産割	従業者割
12	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	2分の1	－
13	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専業に限る）並びに機械染色整理の事業を行う中小企業者が、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあっては、製造の準備を含む）の用に供する施設	2分の1	－
14	いぐさ製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（いぐさ製品と併せ製造するポリプロピレン製花えんに係るものを含む）	2分の1	－
15	野菜又は果実（梅に限る）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	4分の3	－
16	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫、又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋	全部	全部
※市内に有する倉庫等の合計面積が、それぞれ30,000㎡未満であるものに限ります。			
17	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	2分の1	－
18	ビルの室内清掃、設備管理等の事業に直接従事する従業者	－	全部
19	列車内において食堂及び売店の事業に直接従事する従業者	－	2分の1
20	震災、風水害等の自然災害又は火災その他これらに類する災害により被害を受けた施設	事業を行うことができなかった月数の当該課税標準の算定期間の月数に対する割合	－

事業所税について御不明な点等がございましたら、下記へお問合せください。

岡 崎 市 財 務 部 市 民 税 課

〒444－8601　岡崎市十王町二丁目９番地

TEL　0564－23－6079

FAX　0564－27－1159